

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和3年2月8日 午後1時56分 開 議

出 席 委 員

委員長	来 栖 丈 治
副委員長	宮 嶋 謙
委員	鈴 木 良 道
委員	田 谷 文 子
委員	久 松 公 生

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市長公室長	小松塚 隆 雄
参 事	仲 戸 禎 雄
政策経営課長	槌 田 浩 幸
企 画 監	豊 崎 伴 之

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 澤 田 幸 一

議 事 日 程

令和3年2月8日（月曜日）午後1時56分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 公共施設等マネジメント計画第1期実行計画の策定に係る中間報告について
- (2) 複合交流拠点施設等整備について
- (3) かすみがうら市地域公共交通計画の策定について
- (4) かすみがうら市自転車活用推進計画の策定について
- (5) かすみがうら市国土強靱化地域計画の策定について
- (6) その他

3. 閉 会

開 会 午後 1時56分

○来栖丈治委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 公共施設等マネジメント計画第1期実行計画の策定に係る中間報告についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○参事（仲戸禎雄君）

本日は、大変お忙しいところ、総務委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

行革・FM推進室から公共施設等総合管理計画に基づき策定を進めております個別施設計画に係る中間報告をさせていただきます。

こちらの計画につきましては、平成27年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の対応方針等について、推進本部の幹事会並びに本部会議での調整や外部委員で構成する新公共施設等マネジメント推進委員会からのご意見等踏まえ、策定作業を進めてまいりました。また、ウエルネスプラザの整備ですとか、廃校施設の民間活用の推進なども併せて進めてきたところでございます。

本日は、これまで進めてまいりました個別施設計画の概要について中間報告をさせていただきたいと考えております。

具体的な報告の内容につきましては、豊崎企画監よりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、私から資料に沿って説明をさせていただきます。

今日提出しております資料は、こちらの画面にありますように、公共施設等マネジメント計画第1期実行計画の策定に係る中間報告という形で概要をまとめさせていただいたものと、こちら、ちょっと細

かい資料ですけれども、当面目指す公共施設の再編パターンの案、それから、こういった案に至るまでの考え方を整理しております基本計画の冊子となる計画書の今日報告する分でございます。

今出ている基本計画の冊子、基本計画第1期実行計画の冊子が最終的な計画書という形になるんですけれども、計画の構成としましては、この目次に示しているような内容でございます。

本日は、この第1章、第2章の基本的な考え方と第4章の施設分類ごと実行計画の概要ということで、当面どういう施設の再編を目指していくかということをお報告させていただきます。今後、この実行計画を施設分類ごとに各施設の対応を整理しまして、計画書として取りまとめていく作業をしてまいります。

それでは、こちらの概要の資料に基づいて、まず、基本的な部分の説明をさせていただきます。

中間報告の概要といたしまして、第1章、計画の主旨というところに書いてございます。先ほど参事からもありましたように、基本計画ということで、平成27年3月に公共施設等総合管理計画、いわゆるマネジメント計画というものを策定してございます。最初に総論的な計画を策定しておりました。今回策定する実行計画、個別施設計画については、各施設をどうしていくかという各論になる部分でございます。ということで、各個別施設における具体的な対応方針を示すものになってまいります。

そして、今回お示しする範囲ですけれども、基本計画は10年スパンで第1期、第2期、第3期というふうに整理をしています。今回は、その第1期、2015年度から2024年度を中心とする計画になるわけですけれども、既に経過している期間を含めますので、経過している部分に関しましては、ここに数字で107施設から84施設に減っている現状がございまして、こういった実績を整理しまして、今後2024年度までに取り組む内容、そして第2期以降につなげていく対応といったものを中心に整理して、中には新たな施設の整備というのも位置づけてまいります。

そして、この計画策定に当たっての基本的な考え方、第2章の部分でございます。

まず、念頭に置きますのは、まちづくりとの連動という考え方でございます。第2次総合計画あるいはこのたび策定されました都市計画マスタープランで示しております土地利用構想に連動するように、各行政サービスに必要な公共施設の配置単位であるとか機能を整理して、各施設の対応を進めていくというものでございます。

ここで、まず、施設の性格といった考え方が出てまいります。

1つは、全市的施設という考え方です。例えば、市役所庁舎であるとか消防本部、あるいは総合的な運動公園であるとか文化会館的な各行政サービスの中心的な役割を担い、市内に1か所あればよい施設、それから、小学校や中学校あるいは保育所、放課後児童クラブ、そういったふうに市民の生活圏に応じて配置する地域的施設という2つの施設の性格に応じて考えていこうという考え方です。

その中で、全市的施設の配置につきましては、都市計画マスタープランでもまちづくりを市街地を中心とする中心拠点、それから東西の千代田地区、霞ヶ浦地区の地域拠点という捉え方をしておりますので、それに連動する形で、役割分担という考え方を取り入れて配置してまいります。

そして、コンパクトシティのまちづくりを進める中で、市民生活を送る上で誰もが必要とする必需的な機能、行政として義務的な機能につきましては、中心部を中心に配置していきましょうという考え方でございます。

そして、同じ全市的施設でも、市民によって必要性が異なる機能、例えば、スポーツ公園であるとか文化施設、そういったものがあるかと思えます。それは、東西の千代田地区あるいは霞ヶ浦地区の役割を分担する形で配置をして、市民の交流を促進していくという考え方で、全市的施設については整理してございます。

そして、地域的施設でございます。

これは、先ほどの3つの拠点を申し上げましたけれども、これらは、ほぼ中学校区という形で連動してまいります。ですので、各中学校区を基本的な単位として、それぞれ必要な機能を配置してまいります。例えば、行政窓口などもその1つになってくるかと思えます。

そして、中学校区に加えまして、例えば霞ヶ浦地区では地区公民館、いわゆる公民館の支館活動などが行われておりますけれども、そういった地域の実情に配慮した対応も考えていくというような整理でございます。

そして、説明を続けますと、各施設の事業と施設の現状を把握するというようなことがあるかと思えます。こちらにつきましては、公共施設というのは、設置することが目的ではなくて、必要な行政サービスを提供していくための場に過ぎませんので、そういった観点から、施設の必要性であるとか有効性、効率性という評価を行いまして、さらに施設の老朽化度、それから先ほど申し上げましたような施設の性格、類似施設の配置状況、残りの耐用年数、管理運営手法といった視点から、各施設に関する今後の具体的な対応方針を定めてまいります。

そして、具体的にどのように進めるかということで、行政サービス、今申し上げました施設で行っている事業、それが継続されるのか、それとも廃止されるものなのかということに応じて、施設を継続するか廃止するかという整理をしてまいります。その中で、継続する施設については、予防保全といたしまして、壊れる前にあらかじめ対応して、施設を健全な状態に保つことですが、そういった計画を整理してまいります。

数ある公共施設、こういった順番で手がけていくかというようなことで、基本計画の第1期については、特に市民生活に密接な関係にあるものを柱として取り組むこととされておりますので、そういった対応を中心に進め、その後、違う分野へと広げていって、第3期までにこういった分野に取り組むかということ整理してまいります。

また、かすみがうら市の公共施設の特徴として、借地の施設というのが多くございます。これらについては、基本的には、借地期間満了による返還が契約上の原則になってまいりますけれども、その場所でないと必要な事業が実施できないようなもの、あるいは返還に当たりまして、移転費用などを含めて、将来的な経済性など比較して、地権者の協力が得られる場合などは、場合によっては土地を購入するといったことも考えていきたいというふうに整理してございます。

そういったことから、第4章の施設分類ごとと実行計画ということで、当面目指す公共施設の再編パターン案というものを整理してございます。

こちらについては、今回は目指す形をお示することになりますけれども、今後、先ほど申し上げましたように、年次計画などを整理して、計画書の中でまとめていく形になってまいります。

では、続いて、再編パターン案について説明をしたいと思えます。こちら細かい資料ですが、部分的に拡大しながら説明をさせていただきます。

まず、資料の見方としまして、一番左側にありますように、全市的施設ということで施設の分類を挙げてございます。そして、下に行きますと、地域的施設ということで施設の分類を挙げてございます。次のページに行くと、どちらとも言えない観光施設といったものが整理されています。さらに、それぞれの施設が現状どういった形であるか、あるいは将来どういう形で置いていくかということで、先ほど申し上げました中心拠点あるいは地域拠点の考え方に沿って、千代田地区、市街地地区、霞ヶ浦地区ということで、置いてある場所や管轄範囲をイメージするような形で整理してございます。

では、順を追ってポイントを説明してまいります。

まず、全市的施設の配置です。

市民文化、社会教育、学校教育、それからスポーツに関しましては、先ほど申し上げました東西の拠点、千代田地区と霞ヶ浦地区の役割分担ということで考えています。文化的な施設、社会教育関係も含めた施設に関しましては、あじさい館を中心とした配置を進めてまいります。

そして、スポーツ施設に関しましては、総合運動公園というのがございますけれども、これは、下の地域的な施設ということで、スポーツということで、現状、第1常陸野公園、それから、わかぐり運動公園、多目的運動広場、体育センターというのがそれぞれの地区がございますけれども、この中で比較的機能が一通りそろっております第1常陸野公園、あるいは海洋センターの機能をさらに充実させて、総合運動公園化するということが必要かどうかというのを、今後のスポーツ振興の在り方あるいは広域的な視点も踏まえまして、今後のスポーツ施設のあり方を検討した上で、第2期において、その検討結果に応じて対応していきたいというふうに考えているものです。

そして、全市的な施設に戻りまして、保健・福祉関係でございます。ここは、既に先導的な事業ということで、保健センターの集約あるいは福祉関係機関ということで、ウェルネスプラザの整備を行ってございます。加えて、子育て支援の部分ということで、やまゆり館という体制で、これは当面続けていきたいと考えてございます。

そして、行政の部分です。庁舎としては、当面は現行の2庁舎分庁舎体制を維持いたします。そして、消防本部につきましては、施設の老朽化などもありますので、今後、第2期に向けて、施設の改築あるいは移転を検討調整していくことを計画にしております。

以上が全市的施設の説明でございます。

そして、次に、地域的施設になってまいります。

まず、文化・教育コミュニティです。今現在、これらに対応する施設として、千代田公民館、働く女性の家、霞ヶ浦公民館はあじさい館の一部ですけれども、そういった3つの施設がございます。そして、今こういったコミュニティ活動を事業の観点から見ますと、特に、公民館活動に関しましては、中学校区単位の公民館活動、霞ヶ浦地区においてはさらに支館単位での活動という整理がされておりますので、それに対応する形で施設を対応していく。ただし、公民館として設置をしておきますと、社会教育法の制限などもございますので、そこはコミュニティセンター化していくという基本計画の中での整理もございますので、こういった形で、千代田地区に関しましては千代田中地区コミュニティセンター、下稲吉地区につきましては下稲吉中地区コミュニティセンター、霞ヶ浦地区に関しては霞ヶ浦中地区コミュニティセンターということで、当面既存の施設をそういったコミュニティセンターということで名称、位置づけを変えて対応していくものでございます。

この中で、現在の千代田公民館につきましては、土地の保有状況、それから建物の老朽化といった実態がございますので、移転なども検討していくということにしております。

また、働く女性の家に関しましては、第2期当初に向けて、今現在、行政窓口が大変手狭な状況がございます。それから、図書館的な機能などを望む地域のニーズに対応する形で、複合交流拠点という形で新たに施設の整備を位置づけまして、中央出張所の窓口機能は新施設に将来的に移転をし、それに併せて公民館活動の事務所などは働く女性の家のほうに構えていくというようなことを想定してございます。

霞ヶ浦地区のあじさい館の霞ヶ浦公民館につきましては、先ほど文化の拠点ということであじさい館と申しましたけれども、そういった機能と併せまして、複合的に位置づけてくるというような形になってまいります。

そういった中で、関連する施設といたしまして、下稲吉地区におきましては、大塚ふれあいセンター

であるとかやまゆり館、それから新たに整備する施設などもコミュニティ機能の役割分担をして、これらの施設が連携して対応していくというような考えでございます。

そして、霞ヶ浦地区に関しましては、各公民館の支館活動に対応する形で、旧村単位6地区に地区センターという形で位置づけをしてまいります。

それから、下のほうにもう一つございます。1つは、志筑城址公園ということで、これは新たな施設の位置づけを考えているものでございます。旧志筑小学校の跡地を中心に、地域の活動の盛り上がりが見られますので、それを支援するような位置づけとして、公共施設としての位置づけをしていくものでございます。霞ヶ浦地区の富士見塚古墳公園につきましては、機能を見直しながら継続するような形になってまいります。

そして、スポーツ施設、先ほどの繰り返しになりますけれども、運動公園関係の施設につきましては、当面はこの体制で維持いたしますが、これからのスポーツ振興を考える中で、こういった施設が求められていくかというのを事業課中心に整理をしていただきまして、それに応じた施設整備をしていくというような形になってまいります。

中でも、特に霞ヶ浦地区の体育センターに関しましては、霞ヶ浦地区の唯一の公共的な体育館でもございますので、こちらは避難所としての活用なども踏まえまして、改修などを考えていくということで、改修に当たりましては、隣にあります旧保健センターの建物も一体的に活用するような形で、検討をしていきたいと思っております。

続いて、地域的な施設の代表的なものとして、学校教育がございましてけれども、これは、今進んでいる計画のような形で位置づけをしてございます。この中で、放課後児童クラブに関しましては、基本的に学校内での実施という考え方で位置づけております。ただし、霞ヶ浦地区の第一保育所の対応につきましては、今、保育所と放課後児童クラブが共存しているような状態ですけれども、保育所の入所者がかなり減少しているということもありまして、徐々に学校と一体的な放課後児童クラブというような方向へシフトしていきたいというものでございます。

続きになります。児童福祉の部分で、今申し上げました保育所につきましては、基本的には民間委託などの考え方に変わりありませんが、それは、今後どうあるべきかということを検討いたしまして、第2期において調整をしていくというものでございます。

さらに、児童館でございます。今現在、児童館は大塚児童館、稲吉児童館、新治児童館ということで、3か所ありまして、地区によってばらつきがあるというような状況でございます。こちらにつきましては、必要な事業は市内全域を対象に実施するという考え方で、今の大塚児童館を児童館の本拠的な位置づけをいたしまして、各地区に出向いて必要なサービスを提供する形を取りたいと思います。具体的にどのような場であるということですが、こちらは、各コミュニティセンターに児童館的な機能を位置づけまして、そこでサービスを提供していくという考え方でございます。

それから、行政の部分です。両庁舎の窓口センターは、当面現行の体制になってまいりますけれども、中央に関しましては、現在の中央出張所の窓口がかなり狭隘であるというようなことから、新たに中央窓口センターということで、複合的な施設の中で対応していくように整理をしたいと思っております。

そして、各消防署です。西消防署、東消防署ということで、先ほど消防本部の対応を申し上げましたが、どちらとも老朽化が進んでおりますので、どちらも改築などを検討してまいります。

そして、最後、都市公園の部分でございます。都市公園ということで、主に市街化区域にある公園が中心になってまいります。東西の千代田地区、霞ヶ浦地区におきましては、類似する機能としてスポーツ施設や観光施設などがございまして、ここでの位置づけはしてございません。

その中で、特に市街化区域に関しましては、公園の面積が大分少ないというような現状もございます。そういったことから、新たな公園整備ということで、仮称ではありますけれども、中央公園というものを位置づけてございます。先ほどから出ております複合交流拠点と一体的な整備をするような計画でございます。

そして、先ほど概要の中で借地のお話を申し上げました。逆西第一児童公園、大塚ファミリー公園は借地なんですけれども、こちらについては、借地の取得を進めていく計画でございます。

以上が、全市的施設と地域的施設の当面取り組む内容の説明でございました。

そして、観光施設に関しましては、第1期での取組のテーマとしては位置づけておりません。第1期の中では、ここにありますように、今後の観光事業の在り方を整理して、第2期において対応するというようなことで、ただし、建物の保全的な対応はしていきますということで整理をしてございます。

以上、説明を申し上げたような中で、廃止になっていく施設ということで下に列挙してございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○田谷文子委員

お伺いします。

消防署が老朽化しているということで、移転を考えていますということですが、いつ頃、どの辺の場所につくるとか、わかりますか。

○企画監（豊崎伴之君）

消防署に関しましては、消防本部が現在、借地の状態で西消防署とともにある状況でございます。霞ヶ浦地区の東消防署に関しては、大部分が市の土地なんですけれども、老朽化ということでございます。こういった課題がありますので、消防本部のほうで検討組織が設けられております。その中で、第1期はまずは検討するというのが計画でございますので、その結果に応じて、今後の対応を整理することなので、今時点でいつどこにというような整理は行っておりません。

○田谷文子委員

そういうふうな考えを持って、消防本部のほうも検討しているということですよ。

もう一点いいですか。

保育所のほうも、いずれは民間に移設することなんでしょうけれども、これはどのぐらいかけて考えていますか。

○企画監（豊崎伴之君）

これも今時点でいつの時点で民間委託に切り替えというのは子ども家庭課のほうでもまだ整理はできていないような状況でございます。ただ、聞くところによると、第一保育所におきましては、来年度入所者四、五人程度というようなお話でございますので、そういった数も考慮しながら、民間への移行なども検討していかなくてはならないというふうに話を聞いてございますので、今時点で、まだこちらもういつというのははっきりお示しできないような状況でございます。

○鈴木良道委員

借地の問題がいろいろ出ましたけれども、借地を求めているところ、どのくらい今、市としては借りているんですか。そして、金額的にどのくらい払っているんですか。ちょっと教えてください。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時24分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時24分]

○企画監（豊崎伴之君）

借地の状況でございますけれども、市の施設全体の中で2割、約22%ぐらいは借地の状態になってございます。借地料に関しましては、年間5,000万円ぐらいの負担になってございます。

○鈴木良道委員

借地の問題も要らないところがあるんじゃないですか。だんだん整理していかないと金額がただいま5,000万円と言っていましたけれども、だんだん増えちゃいますよ。そして、第2常陸野公園ですか。あそこは何に使っているんですか。ただ柵があるだけで、私は金額的にはどのくらい払っているかわからないんですが、必要ないところは整理したほうがいいような気がするんですけどもね。そういうところが結構あるみたいですよ。年間5,000万円といたら大きいものね。

○企画監（豊崎伴之君）

こちらの資料の中でもちょっと書かせていただいたんですけども、廃止する施設の中で、借地の施設も幾つかございます。この中でここにもちょっとありますけれども、市での使用が見込まれない施設、これは市有地に所在するものについては、売却とか貸付を進めてまいりますけれども、借地施設に関しましては、基本的に返還というような考え方でございますけれども、返還するに当たっての原状回復のための費用であるとか立地条件、さらには将来的な活用可能性なども考慮して、場合によっては、買ったほうが経済的にメリットがあるような場合もありますので、そういったものは購入を進めたいと思っておりますけれども、基本的に、借地の部分は返還するという考え方でございます。

○鈴木良道委員

あと1点よろしいですか。

今、消防署の問題が出たんですが、東消防署、西消防署ありますよね。だけれども、西消防署なんかは狭いですよね。これ、中央かどこか1カ所にまとめるという考えがあるんですか。

○企画監（豊崎伴之君）

消防本部の考え方としましては、今のところは、1本部2署体制、現行の体制を維持したいというようなことで考えているようなんですけれども、そこは、まだ検討している段階なので、ゼロベースでどういう形がいいのかということを含めて、検討いただければというふうに思っております。

○来栖丈治委員長

そのほか質問ありますか。

○久松公生委員

先ほどのご説明の中で、文化教育コミュニティとのところの旧志筑小学校跡地に志筑城趾公園というお話がありましたけれども、これはどういったことをイメージといいますか、どんなふうな感じのものか、ちょっとご説明願います。

○企画監（豊崎伴之君）

こちらに関しましては、まだイメージ的な整理でございますけれども、旧志筑小学校、元の志筑小学校のほうで、最近地域の方々の活動によって、歴史的な碑を設立して、歴史スポットにしようという動きがございます。その活動を支えるという意味で、今現在は廃校の跡地ということで、地元の方のボランティアで管理されているだけの状態なんですけれども、そこを歴史公園的な広場的な位置づけをして、トイレとか休憩所などの公園的な機能を設けて、オープンな広場として、地域の広場、地域のよりどころとして位置づけられたらというふうに考えているものでございます。

○久松公生委員

どのくらいの期間の間に改築の予定ですか。

○企画監（豊崎伴之君）

基本的には、今お示ししている第1期、2024年度までの中で、年次計画を整理していきたいとおもっております。

○久松公生委員

最後の廃止施設という部分ですけれども、小・中一貫校に伴いまして小学校が廃止ということですが、これはもちろん、再利用というのは並行して募集なりやっていく計画はあるのでしょうか。

○企画監（豊崎伴之君）

今ご質問いただいたような霞ヶ浦地区でこれまで対応してきた例もございますので、そういったことを踏まえまして、今後そういった調査などを予定しております。

○宮嶋 謙委員

先ほど鈴木委員からお話があった借地の件ですが、計画の中に、数値的な目標とかそういったものは入らないのでしょうか。

○企画監（豊崎伴之君）

こちらの中でもお示ししますと、計画書の中で数値目標も整理していくことにしております。

こういった中で、まずは施設として必要なものを整理いたしまして、その中で、当然借地のものも出てくると思います。そこで続けるほうがよいのか移転したほうがよいのかということも整理して、どういう土地あるいは建物の面積にしていくかという数値目標をこの計画書の中でお示ししていく予定であります。

○宮嶋 謙委員

続いて、久松委員からもありました千代田地区の廃止予定の小学校の中で、志筑小学校の利活用が行政のほうでは検討していないということになりますか。

○企画監（豊崎伴之君）

旧志筑小学校につきましては、今の資料の中でもちょっと書いているんですが、千代田公民館の中で、米印の7番のところですが、閉校施設の活用や第1常陸野公園なども検討するというようなことで、志筑小学校を想定した書き方なんですけれども、先ほど民間の利用などを今後調査していく中で、公共施設として使うよりも民間に使っていただいたほうがもっといい活用という提案も出てくれば、民間という考え方も出てくると思いますので、ここは、民間のニーズを把握しながら、対応調整していきたいと考えております。

○宮嶋 謙委員

まずは、民活の方向性を模索して、そうでないならば行政で図書館機能なり何なりを考えると、そういう二段構えだというお話と伺いました。それからもう一点、霞ヶ浦地区側の旧霞ヶ浦庁舎跡地というのは、あれはどんな扱いになっていましたか。

○企画監（豊崎伴之君）

現在は、普通財産として検査管財課のほうで管理しているような状態でございます。

○宮嶋 謙委員

そこは、活用なり何なり、今後何か動きがある計画なんかがあるのでしょうか。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、普通財産ということで、基本的に売却であるとか貸付といった処分が可能な財産でもあります。

ただ、そういった土地がほかにも幾つございまして、何件かは公売を行っているような土地もあるようですけれども、霞ヶ浦庁舎に関しましては、具体的には、今のところそういった動きはありませんが、ただ、そういった持っているよりは活用されたほうがいい土地というのはあると思いますので、そこは財産の有効活用というような考え方も必要かと思っております。

○宮嶋 謙委員

あそこの近隣の方から、あそこは見晴らしがとてもいいので、先ほどの旧志筑小学校の志筑城趾公園を検討されているということですのでけれども、同様に見晴らしのいい小さな公園としては、非常に地域的にはいいのかなというふうな意見もありますので、そんなことも含めて検討いただければというふうに思いました。

あとは、ちょっと範囲が広過ぎて読み切れていませんので、また別の機会にお聞きしたいと思います。

○企画監（豊崎伴之君）

まずは、公共施設は必要な市民サービスという観点から考えていくものでありますので、例えば志筑筑みたい地域の上り上がりというのが見られる、そういうものと連動して、そういったものの活動を支えるような役割を担っておりますので、そういった状況も見ながら、ただいまのご意見のほうを伺わせていただきたいと思います。

○田谷文子委員

1つ伺います。

来年に千代田の4学校が空き教室と空き地になります。そのような部分は、前もってもう廃校になるのが分かっているんですけども、その辺の対策はどのようになさっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○企画監（豊崎伴之君）

先ほど、久松委員からも同じようなお話がございましたけれども、霞ヶ浦地区の場合には、廃校になってからの対応でしたので、空き家の状態で見ていただいた状態でした。できれば、今使われているよい管理状態で見ていただいたほうがよいかと思っておりますので、できれば来年度、その辺の先ほど申し上げたような調査に着手できればというふうに考えております。

○来栖丈治委員長

そのほかありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時37分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時39分]

次に、(2) 複合交流拠点施設等整備についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

皆さん、こんにちは。

複合交流拠点の整備について準備を進めてまいりましたが、用地の確保等について一定の方向性が見いだせましたことから、ご説明を申し上げたいと思います。詳細は、政策経営課の槌田課長から申し上

げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、ご説明をさせていただきます。

ご覧いただいております複合交流拠点施設等整備でございますけれども、現在、都市産業部で進めております都市再生整備計画の中の1つの事業として取り組むものでございます。こちらにもございますように、目的のところでございますけれども、JR神立駅周辺を市街地形成ゾーンの中央に位置し、千代田地区と霞ヶ浦地区を結ぶ交流軸と連携する中心市街地として位置づけております。また、市民はもとより市外からの交流人口も受け入れる市の玄関口として、市の顔となる拠点機能の強化を推進してまいりたいと考えておりました、今般、複合交流拠点施設を整備していくというふうにご覧いただいております。

都市再生整備計画の一環といたしまして、学び、育て、集まり、発信する地域の交流拠点をコンセプトに市民の活動、行動を想定した機能の導入と必要な施設と位置づけるものでございまして、防災公園及び都市公園の機能も併せ持つものとして推進してまいりたいと考えてございます。

イメージとしまして、下の図のような形でございまして、上からご説明させていただきますと、管理・事務としまして、行政窓口、事務スペースを設けてまいります。また、多目的利用としまして市民ホール、また、エントランス待合利用として、例えばキッズスペース、情報コーナー等を考えてございます。また、図書・学習機能といたしまして、学習スペース、会議室等も整備してまいりたいというふうにご覧いただいております。下の公園・広場でございますけれども、防災公園、広場、こういった機能を併せ持つ複合交流拠点としての整備をしてまいりたいと考えてございます。

整備候補地でございますが、次のページの2でございますけれども、稲吉南2丁目 2625 番3でございます。こちら、土地の大きさが2万9096.29平米ということでございます。こちらの土地に整備してまいりたいと考えておりました、現在の事業予算といたしましては、用地代、複合交流拠点整備、こちら事業費、また防災公園整備、合わせまして、ざっくりとした金額でございますので、約26億円と見込んでおります。

こちらの事業費に併せまして、歳入の予算でございますが、補助金が50%交付されるということでございます。先ほどご説明させていただきました都市再生整備計画、その中の都市構造再編集中支援事業補助金というものが50%交付されると。通常ですと45%ですが、立地適正化計画を策定してございますので、5%の上乗せ分があるということでございます。

また、立地適正化計画を策定しておりますので、起債のほうも90%の事業債を借ることができるということでございます。起債額として11.7億円、そのうち交付税算入30%と書いてございますが、財政力に依りまして30%から50%でございます。最低30%はもらえるというようなことで、入れさせていただきます。現状の本市の算入状況ですと、通常ですと、約40%見込めるのではないかと考えているところでございます。

こちらの事業費に併せて計算しますと、全体の事業費の補助金が50%、交付税として入るのが起債の90%のうちの40%と考えますと、全体の68%が財源として国からの何らかの交付を受けられるということで、3分の2以上何らかの助成が得られるというふうにご覧いただいております。

差額1.3億円を一般財源としまして、歳入予算でございますが、26億円を予定しているものでございます。

5の今後のスケジュールでございますが、第1回定例会におきまして、用地の購入につきましては令和4年度を考慮しておりますが、令和3年度におきまして、相手先との用地交渉をさせていただくことと

なってございますので、用地代につきまして債務負担行為の設定ということで、上程をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、4月に入りますと、都市再生整備計画、こちらの本体の計画でございますけれども、市のホームページで公表となっております。先ほども申し上げましたとおり、令和3年度中に用地の取得に移っていきたいと考えておりますので、用地測量、地籍調査等を実施してまいりたいと考えております。もちろん住民説明会も開くという形となります。

令和4年度に用地を取得しまして、整備工事が令和5年度からということで予定をするものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○久松公生委員

最初の1ページのところのイメージなんですけれども、多目的利用、中間領域、図書・学習利用とかありますが、その一番端っこの多目的利用の市民ホール(多目的スペース)、こういうイメージにしていらっしゃると思うんですけれども、これはどのくらい、大勢の人数が入れるようなホールというような意味合いなんです。それとも、ただ広くスペースがあいているというようなイメージなのか、ちょっと分かれれば教えていただきたいと思います。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

こちらの実施計画の段階には、まだ移っておりませんので、ホール、例えば土浦市の市民会館のようなあいった大規模なホールというふうな考えでは今考えていないというのが現状でございます。空間としてのホールとして、例えば期日前投票ができたり、あるいは何かあったときに集まって市民の方が集合できるようなホールというふうな平場でのホールというふうな考えで考えておまして、現実、基本設計もまだですので、土地の大きさは2万9000平方メートルほどでございますけれども、建物の大きさもまだこのぐらいというふうに決めているものではございませんので、詳細はまだ確定していないということでございます。あくまでもこのようなイメージでの建物をつくるということでございます。

○久松公生委員

もう一つなんですけれども、かすみがうら市稲吉南2丁目2625番の3ですけれども、この地図、ちょっと正確じゃないのかも、あれですけれども、たしかこの辺は今の筑波ハウスの場所かと思うんですけれども、ここには今現在、建物が建っていると思うんですけれども、これは解体等含めた用地代なんでしょうか。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

ただいまの場所的には稲吉南2丁目2625番3ということでございまして、用地につきましては、現在交渉の前段階でございますので、詳細は控えさせていただければと考えております。大変申し訳ありません。

○鈴木良道委員

今、交渉中と言ったけれども、これは確定じゃないんですか。はっきりまだ分からないですか。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

私、交渉の前段階と申し上げました。正確には、意向確認を取った段階ということでございまして、まだ契約にも当然至っておりませんし、お互いに土地を同意書という形でのものを取り交わしているものではございませんので、そういった意味で、今後3月の議会で、令和3年度当初予算に債務負担行為

を設定させていただきまして、金額がちょっと 11 億円ほどとなってきますので、その後に用地交渉の段階に進んでいただきまして、同意書等を取り交わしていきたいというようなことで考えています。

○鈴木良道委員

お互いに合意がなければ、破談ですか。そうなる可能性もあるということですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

可能性を申し上げますれば、そのようなこともあろうかと思いますが、そのようなことにならないように、今、下打合わせといいますか、その方向に向けて、意向確認を進めているところでございます。

○宮嶋 謙委員

ちょっと唐突なお話だったので、また別の機会でも聞かせていただきたいと思うんですが、とりあえず今思いましたのは、土浦市境界と本当に接する位置にある拠点だと思うんですね。せっかく神立駅を中心にかすみがうら市側の市街地と土浦市の神立地域と生活圏としては一緒にあるわけで、ほとんど土浦市と共同の場所みたいなイメージとしてありますので、市単独じゃなくて、こういうものは土浦市と一緒に両方の市民が使える施設を目指したほうが規模も内容も充実すると思うんですけども、その辺のお話合いといいますか、土浦市と協議をする、打診をするということはしていただけないでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今現在進めさせていただきましたのは、先ほどの公共施設等整備でも説明がありましたかと思いますが、出張所機能としての働く女性の家の施設、あるいはそれで利用している施設の手狭さ感もございまして、新たな出張所というものも必要とされていることがございました。また、図書機能としての図書館の整備というのも市民の中から要望が上がっているところもございまして、働く女性の家のあたりでの整備というのも考えたんですが、駐車場も少ないということと、なかなかその辺がございまして、周辺も借地が多いということがございましたので、新たなところを求めて複合交流的な施設という近隣住民がもし何かあったときに防災として活用できるような公園の整備というようなことで、市の施設として、今ここに整備を考えているところでございまして、土浦市との協議というのは、現実のところ、してこなかったのは実際でございまして、市としての施設として、このような施設を今後、整備していきたいというような考えでございまして。

○宮嶋 謙委員

これまでしてこなかったということであれば、この停車場線を組んで一緒にやってきて、駅前の区画整理事業も土浦市中心にやってきたわけなので、まちづくりとして、やはり共同でやったほうが当然いいものができると思いますので、これからぜひとも土浦市に声かけをしたらどうですか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時53分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時54分]

○市長公室長（小松塚隆雄君）

以前から公共施設の共同利用ということでご意見を頂戴しています。考え方として、それは大いにいい考えではないかと思えます。

今後、現状で考えてまいりましたように、これは単独でいいのではないかという整理した考え方についてもう一回申し上げますと、さっき行革・FM推進室の報告にもありましたように、今般の計画というのは、地域的な施設ということで、まず、下稲吉地区の施設だという位置づけが1つあります。非常に大きな面積ですけれども、ご覧になって分かるように、施設の整備というのは、必要最小限の面積で

直近の単価ですけれども、9億円ということで、あらかたは防災公園だと思います。この公園というのは、市街地の中で公園の充足率というのが全く足りませんで、これに関しては共同では多分無理で、市は市として、充足をしていかなければならないと思われまますから、少なくとも公園整備というところに関しては、市として何としてもやらなければならないのが1つだと思います。その上で、今後比較的小規模なものとなるかなと思いますけれども、土浦市の市民会館みたいなものではないという話をしましたけれども、土浦市が神立コミセンを置いているように、市街地の地域的な利用、多分ほかと違うのは、冒頭説明がありましたように、中間地点として両地域を受け入れるということはあるんですが、土浦市とそういうような協議のテーブルに乗ったこともありませんし、そういう積み重ねがございませんので、そこにはその想定はなく進めてきたということがございます。

今後の話ですけれども、土浦市は、生活圏にしても行政圏にしても結びつきが深い地域でもございませうから、このところ、新型コロナの事情等もあって、お会いして打合わせするという機会が少なくなってきたらしているんですけれども、やはり企画は企画同士で、これまでも情報交換や意見交換がありますから、そういった中で従前からご指摘をいただいている施設の公共利用等と併せましてこういうお話もさせていただきたいというふうに思います。

ただし、先ほどご覧いただきましたように財源が予算をかけて立地適正化計画をつくってきたところで、せつかく確保ができて、いいタイミングでありますので、ぜひ建設はこういうスケジュールでさせていただきたいと思っておりますので、並行してそういう調整も行っていくというようなことでご理解いただきたいと思います。

○宮嶋 謙委員

これは、ちょっとまちづくりの考え方の違いもあると思いますので、ここではそこまでにしますけれども、もう一つは、地域住民からの意見聴取といいますか、地域の方がどんな施設を望んでいるか、それによっても規模が違って来る、何を入れるかによってということ、例えば公民館の機能、先ほどの計画の説明では、働く女性の家に公民館を持っていくんだというような説明もありましたけれども、いや、こっちのほうがいいとか、いろいろ地域の住民の方によっては意見があるかもしれません。これは分かりませうよ。いずれにしても、詳細を決める前に地域での皆さんの意見聴取、話し合い、そういったものを積極的に行った上で、最終的に内容を決定していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

市民からのお考えということで、都市計画マスタープランを策定するときに、アンケートは取ってございまして、そういったところのご意見のほうも反映させていただくということで考えて、このような計画を進めさせていただいてはおります。また、こちら住民説明等と書いてありますけれども、こちら、土地の関係での説明のほうの主になってこようかと思われまますけれども、その中でも、いろいろなご意見があろうかと思われまますので、そういったところで拝聴しながら、計画のほうに盛り込ませていただければと考えてございませう。

また、今までのいろいろな整備計画の中で、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、図書館の利用でありますとか公民館の活用でありますとか、そういったのを聞いてございませうので、そういったものを含めて、働く女性の家のところにはどういったものが必要で、こちらの新しいところにはまたどういったものが必要かというのを調査等考慮しながら、進めさせていただければと考えております。

ご理解いただければと思われまます。よろしくお願ひいたします。

○田谷文字委員

私もちょっとお伺ひしたい。ウエルネスプラザができて、そこに働く女性の家と青少年ホールで

したか、手前にあるのは何といたしましたか。青少年ホーム。やはり青少年ホームも働く女性の家も、帯に短したすきに長し。ちょうど中途半端にいろんなものが市民の広場として重複しているのかなという感じがして、それでまたウエルネスプラザができましたので、そちらのほうでできるいろいろな市民のお注射とか体操とか、そういうものもありまして、私はこの面積がどのくらいだかというのがちょっとおおよそ見当がつかないんですけれども、この新しい施設と関係した場合に、いろんなもので無駄があつてきているのかなというふうな感じがしていますので、こういうふうなものを造るときは、青少年ホームなり働く女性の家なり、もうちょっと重点的なものはここですよという感じに持っていて、要らないものは、先ほどの話ではないですけれども、削って行って、借地料も少なくしていくような方向性を持っていただけたらなと思っています。この施設は、今から考えることでしょうから、その辺も重点的に考えていただくような方向性でお願いしたいと思っています。要望です。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今、田谷委員からありましたこと、我々も先ほど説明がありましたこちらの公共施設マネジメント計画の中に盛り込まれているところをごさいます、まさにその考え方に沿って、これからかすみがうら市本市としましては、進めていかねばならない点をごさいます。今まで千代田町、あるいは霞ヶ浦町でそれぞれでまちづくりをしていたものですから、特に市街化地域におきましては千代田村や町時代に整備してきたものがまさしく先ほど表現されたように、ちょっと小さかったり大きかったりちょうどいいものがないと。また、これがいい、これがいいというふうに、いろいろと総花的な施設がありましたので、重複している施設が多々散見されるというふうなことになってございました。そういった点もございましたので、今般、ウエルネスプラザにその主要な部分を移して、また、残った働く女性の家の部分には公民館施設等の機能を移すとか、またこちらの新たなところには、先ほどご説明させていただきましたように、今までなかった市民が求められているところを集中的にこちらに整備すると、ちょっと場所は何か所かに分かれてしまいますけれども、市街化地区と言われているところに必要とされるものを集中的に整備して、なるべく重複がないような形での整備を目指してまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○田谷文子委員

問題点を十分考えていただいておりますので、期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○来栖丈治委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

<委員長交代>

○来栖丈治委員

2点ぐらい質問ですが、土地の購入が結構、市街化区域で実際のところ5,000万円借地があつて、公共施設に対してお金を相当今出して、今後、廃止する施設なり処分する土地なりがある中で、お金を結局いい場所を購入するということで財源が示されましたが、財政的にかすみがうら市として、そういう財政事情として、職員の給与とかいろんなことに影響するようなことにならないか、そういうことも心配をされるんですが、こういう土地の購入をしていて大丈夫なんですか。この施設も事業に取り組むようなことで、かすみがうら市の財政的に大丈夫なんですか。確認したいと思ひます。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先ほどありましたように、年間5,000万円の借地料を支払っているということと、借地率としては20%を超えているというような説明があつたかと思ひます。市議会の皆様方からその点につきまして、

前々からご指摘をいただいているところでありまして、借地のほうにつきましては説明がありましたように、必要ないところは返還をしていくと。建物が建っていて施設として必要なところの借地につきましては購入を目指していくということでもありますので、そういった借地 5,000 万円という金額を毎年毎年払うのではなく、それを少なくしていくというようなことを進めていきたいと考えております。財政的にも借地に対する財源、借地に関しましては一般財源になってきますので、そういったものを減らしていきたいと考えております。

また、こちらの事業でございますけれども、額的には 11 億円という用地代と書かせていただきましたが、このうちの 50%が補助金として賄っていただけるということと、残りの半分の 90%は起債が充てられ、うちの財政力ですと約 40%が交付税として算入されてくるということでございますので、財源的には、市としては事業として3分の2が国からの財源として助成されるというのはなかなかないものでございますので、取り組んでいくというふうな考えでございます。

それに対します今後の負担につきましても、財政的には大丈夫であるというふうな考えで進めさせていただいております。

○来栖丈治委員

もう一点ですが、また市街化区域に住んでいる住民の方また議員の中にもそういう意見を言う方がいるんですが、よく土浦市との市境にあるものですから、いろんな意味で比較をして、土浦市並み、あるいは土浦市のようなというようなことが、そういうような表現をする方も当然少なくないわけです。この市街化区域、停車場線をはじめとして、いろいろな財政投入をたくさんしているかと思うのですが、土浦市では、別に市街化区域としては都市計画税を支払っている経過があると思うんですけれども、かすみがうら市ではそれは今のところ行っていない。そういった中で、よく比較する材料にならない部分があると私は思っていたんですが、こういうふうに都市機能を整備していくに当たって、都市計画税の併せて徴収する計画なりは具体的な考え方は持っているのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

都市計画税につきましても、以前からも一般質問等でご質問いただいているところでございます。今のところ、都市計画税をこれに伴って取るということは考えてはおりませんけれども、市の中の考えとしましては、都市計画税の導入というのは当然、いつから取るとか取らないかではなくて、まちづくりのためにどうしたらいいかという観点から、常に考えているところでございます。

その結論というのはまだまだ出てはおりませんけれども、いずれかの時期にはそのようなことが決断しなければならない部分も出てくるかなとは考えておりますけれども、今回の事業に関しましては都市計画税の導入はございません。

○来栖丈治委員

最後にします。都市計画税というのは、土浦市で神立地区というのはどんな徴収というか、どのくらいの金額というか、集めているのか、分かりましたら教えていただきたいと思っております。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

金額は、私どものほうではちょっと手元にはございませんので、分かりませんが、都市計画税は、固定資産税の 0.3%というのが上限というふうに聞いております。たしか土浦市は 0.3%であったように考えております。ですので、0.3%ですから 1,000 万円ですと大体 3 万円ということになろうかと。課税標準額ですね。その形になると思っております。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

正確に何年前というのは出てこないんですが、私が総務におります頃に、税務課のほうで、一般質問

のお尋ねにお答えするような形で試算をしましたときには、千代田区域の土地建物にかけた場合 2 億 5000 万円弱になるだろうというふうに試算をしております。この 2 億 5000 万円弱の都市計画税の考え方ですけれども、単純にその年の都市計画整備に 5,000 万円弱ずつ使っていくというのは余り現実的ではないと思いますけれども、都市計画整備用に地方債を起こしますと、通常 15 年払いぐらいになっています。これを 15 年に分けて返していくときに、その 2 億 5000 万円弱が充てられるとすれば、相当な財源になっていく。そういう使い方だと思います。それがなければ、一般財源の中に福祉に回る部分も、減っていくでしょうし、極端な例ですと委員長からお話のありました人件費を削減して捻出するようなこともあるかもしれませんが、いろんなお金の使い方、選択肢が増えてくると、こういうことになっていくと思います。

ただ、これは多くの負担をお願いすることになりますから、そういうところも十分精査をして、またご相談申し上げた上で実施を検討していくと、そういうことにならうかと思います。よろしく願いいたします。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○来栖丈治委員長

委員長職に戻ります。

それでは、そのほかご質問等はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ないようでしたら、ここで 10 分間休憩を取ります。

暫時休憩いたします。 [午後 3 時 1 4 分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3 時 2 5 分]

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先ほどの説明の中で、私のほうで用地交渉中という表現をしましたが、用地交渉前の段階でございますので、その点訂正をさせていただきたいと思っております。

また、先ほどの資料でございますが、交渉相手の方もいらっしゃいますので、資料の取扱いにつきましてはお注意いただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

では、(3) かすみがうら市公共交通計画の策定についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

本年度策定を進めてまいりました地域公共交通計画の案がまとまりましたので、ご説明を申し上げたいと思っております。

詳細は、政策経営課の槌田課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、ご説明させていただきます。

かすみがうら市地域公共交通計画素案ということで、概要版を活用して説明をさせていただきます。

本市では、平成 27 年に地域公共交通網形成計画というものを策定いたしました。また、29 年に公

公共交通再編実施計画を策定いたしましたして、その後、令和元年度から千代田神立ラインの新設、タクシー利用料金助成事業が開始されまして、本市の公共交通を取り巻く状況が変化をしてきているところがございます。こうした状況を踏まえまして、本年度かすみがうら市地域公共交通計画を策定するものがございます。

2の計画の位置づけといたしまして、総合計画また人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略を上位計画といたしまして、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地域福祉計画と整合を合わせていくものがございます。

計画の期間につきましては、令和3年から令和7年までの5年間を策定計画の期間とするものがございます。

続きまして、裏面でございます。

公共交通の役割と課題ということで、2の課題でございますけれども、左側のところでございますが、JR神立駅のアクセスの向上、さらには千代田神立ラインの利便性の向上、また、太字のところでありまして、デマンド型乗合タクシーの継続、運転免許証自主返納支援事業の維持等々、課題が寄せられているところございました。この課題に合わせまして、計画目標というものを設定してございます。計画目標①から⑤まででございますけれども、中心市街地へのアクセスの向上、また、公共交通の必要性が高い主体への移動性の確保・充実。広域連合の維持・推進。4としまして、多様な公共機関相互の連携・強化。5としまして、公共交通を支える体制づくりということでございます。それぞれに目標数値を設定いたしましたして、計画の中へ盛り込んだものがございます。

皆様方に、また市民の方々からいろいろご心配をいただきましたデマンド型乗合タクシーでございますけれども、継続をさせていただきまして、②の数値目標のところは年間8,655人という目標数値を盛り込んでございます。また、⑤の目標のところは、支える体制づくりといたしまして、霞ヶ浦広域バス、収支率67%、千代田神立ライン収支率18%、デマンド型乗合タクシー収支率20%ということで、目標値を設定しているものがございます。

これを受けまして、5の公共交通施策でございますけれども、①といたしまして、霞ヶ浦広域バスの維持・拡充、さらに、千代田神立ラインの再編、③といたしまして、デマンド型乗合タクシーの維持・拡充、また、④としまして、タクシー利用料金助成事業の見直し等々、1から12番までの公共交通施策を実施してまいりたいと考えてございます。

計画の中身は以上でございますが、実際のところでございますけれども、計画書は2つございまして、公共交通計画の本編とどのような実施していくかという実施計画でございます。実施計画の中に実際にやっていく中身がございまして、皆様方にご心配いただきましたデマンド型乗合タクシーでございますが、こちらのデマンド型乗合タクシー、施策の3でございますけれども、継続を実施してまいりたいと考えているところがございます。

次のデマンド型乗合タクシーの内容変更案でございますが、運行日等につきましては変更はございません。利用者、実施地域、運行時間、乗降場所も変更なく、6の運賃でございますが、令和3年7月を改定予定といたしまして、1乗車600円の乗車にさせていただきたいと考えてございます。現在の1乗車料金が400円でございます。600円に、200円ほど上げさせていただきたいと考えてございます。なお、障害者及び介助者並びに小学生以下につきましては、半額の300円、未就学児につきましては無料というような形で考えているところがございます。

予約方法につきましては、予約センターに専用ダイヤルを設置してございます。電話により予約受付は現在のとおりでございますけれども、今後、予約アプリなどの導入を図ってまいりたいと考えてござい

ます。

予約時間でございますが、現在、昼休みの1時間抜けておりましたけれども、8時半から17時30分までの時間を受付時間とさせていただきたいと思っております。

また、次の11ページでございますけれども、施策の4でございます。タクシー利用料金助成事業の見直しということで、現在は60歳以上の方で免許証の交付を受けていない方に対しまして、タクシーの利用料金を助成しているところでございますが、現在、福祉タクシーで実施をしております制度でございますが、次年度からは介護タクシーということで、介護保険のほうに移管をするというようなことでございます。現在、福祉タクシーで助成を受けておりました障害者の方々につきましては、そちらの制度から抜けてしまうということでございますので、今回タクシー利用料金助成事業の対象ということで、こちらの事業で対象とさせていただくという内容でございます。

また、助成金額でございますが、1乗車500円を助成していたわけでございますが、福祉タクシーの料金と合わせる形といたしまして、初乗り運賃を助成するような形のことで考えてございます。

助成額につきましては、今までとほぼ同額の740円でございますので、52回助成を考えているところでございます。実施してまいりたいと考えてございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○宮嶋 謙委員

デマンド型乗合タクシーが継続になったというお話で、ひとまずよかったなと思っておりますが、従前からの問題点であった利用者の偏りですね。一部の人が年何百回も利用できているのに、片や予約が取れない方がいらっしゃるというようなことについて、これで解消のめどというのは立つのでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

アンケートを実施しておりますが、その結果からも、デマンド型乗合タクシーに関する利用とか便利になってほしいというふうな要望のアンケート結果も出てはいるんですけれども、その中で、運転免許証を持っていない方におけるデマンド型乗合タクシーの認知度というのは、半分程度であるようでありました。我々のほうでも、そこまで低いとは正直言って思っておりましたので、今後、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、新しい制度になりますので、新しい制度を含めて、当然こういった形での今までの発信の仕方としては、こういう制度がありますというような制度紹介みたいな感じなんですけれども、そうではなくて、利用者の目線に立った利用者サイドでのリーフレットの必要性というのもちよっと考え直しまして、PRに努めてまいりたいと考えております。

さらに、運輸支局との会議の場を持たせていただいておりますが、委員おっしゃいましたように、1週間に何回も利用する方がいる、年間では400回とかという数字も出ておりましたけれども、そういった方に、何と表現したらいいかあれなんですけれども、乗る回数を減らしてもらう、あるいはこちら主体で制限をかけることができないかというようなことも確認をしましたが、こちらから制限をかけるとするのは、やはり乗車拒否に当たるということでございまして、デマンド型乗合タクシーといいたしても、一般の通常走っているタクシーと同じように、回数だけでは乗車拒否できないということでございました。

でありますので、先ほど申し上げましたように、利用しやすい環境づくり、さらには利用しやすいような情報伝達を図っていかねばならない、ちょっと地味な方法となってしまいますけれども、それ

で対応させていただきたいと考えております。

○宮嶋 謙委員

いっぱい乗る人を断ることはできないというのは、公共交通の性格上、当然だと思うので、利用した人が優先的に次も利用できるような形になっていると、同じ人が増えるということになりますので、利用していない人も同様に予約機会が得られるということが大切だと思うんですね。それをぜひお願いしたいということと、それから、収支率20%が目標というようなお話なので、それには料金が上がると普通は利用者が減るとというのが普通だと思うんですね。それを減らさないと、収支率を上げていかなくてはいけないということは、相当利便性を高める必要があると思います。

一方で、じゃ、20%になったら、クリアしたら料金はもしかして下がることもあるのかな、どうなのかなということもありますので、その辺も含めて、弾力的に細かく検証しながら毎年毎年運営方法を確認していただくのが必要かなと思うんですけども、どうでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、委員がご心配いただきましたように、運行経費のことをちょっと考えておまして、どうしても運行経費につきましては、国から示される標準運行単価というのがございまして、それを余り下回ることはできないということとございます。今、霞ヶ浦地区で2台、千代田地区で1台千代田タクシーで運行していただいておりますけれども、委託契約という形でございますので、その単価の推移を見ているところでございますが、大体年3%強上がっているような状況なんですね。今20%ということで料金を計算させていただきますと、令和元年度の実数で7,869人ご乗車いただいているんですけども、その20%を1乗車当たりで計算しますと、これは令和7年度の運行経費が557万円ほどに上がってしまうという想定なんですけども、650円という金額になってくるんですね。それももうちょっと上がったとして8,000人乗ったとしても630円ということになってしまいますので、そういった点で600円ということを考えております。

また、先ほどもご説明させていただきましたように、平均で600円ということではなくて、600円と半額の対象となる障害者の方、介助の方あるいは小学生の方いらっしゃると思いますので、全員が600円という形ではありませんので、それを590円とか580円というような形で下がってきてしまいますと、目標としている20%も、なかなかぎりぎりあるいは19%台に落ちていくというようなこともありますので、何とせよ20%を守っていくというような料金体系にしたいということで600円という数字をちょうど切りのいいところで引かせていただいております。

また、収支率20%ということとございますけれども、県の平均が15.1%なんですね。それは平成30年度の数字なんですけれども、その中で、平均以上行っている市町村は、26市町村のうち12市町村ございまして、本市につきましては、同じ年度でいきますと7.8%ということで、下から3番目ということでございます。ですので、平均以上になってきますと、15%の上ということで、20%を目標とさせていただいて、今から見ますとちょっと上の目標数値になっているかとは思いますが、ある程度の収支率を目指すようにしなければ、今後継続して運行していくというようなこともできないというふうに考えておりますので、そういった形で20%ということを目標とさせていただいております。

運行経費につきましては、先ほど説明させていただきましたように、収支率等見ながらまた推移、状況を見ていきたいと思っております。

○来栖丈治委員長

そのほかありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(4) かすみがうら市自転車活用推進計画の策定についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

本年度策定を進めてまいりました自転車活用推進計画がまとまりまして、案が完成しました。今後の意見公募手続き等に向けてご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

詳細は、政策経営課の樋田課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

かすみがうら市自転車活用推進計画につきまして、概要版に基づきまして説明させていただきます。

計画の趣旨といたしましては、自転車を活用した地域振興、また、自転車の安全利用に係る環境整備の促進など、本市の実情に即した施策を実施していくことを目的としまして、本計画を策定したものでございます。

国におきましては、自転車活用推進計画を平成 30 年に策定しておりまして、県におきましても、その翌年の平成 31 年に策定をしております。

こちらの計画期間でございますが、2021 年令和 3 年度から 2025 年令和 7 年度までの 5 か年を計画期間としているものでございます。

本市における課題といたしましては、ニーズに応じたコースの検討、また、新たなニーズに適応した催しの開催、自転車の走行環境の向上、また、宿泊施設の少なさなどが挙げられているところでございます。

右側の計画目標と実施施策でございますが、サイクリズムの推進における地域の活性化ということで、1 としまして、サイクリングコースの検討というのが挙げられてございます。これにつきましては、計画の 66 ページに載っております。地域資源を活用したサイクリングコースの検討でございます。本市における地域資源の活用や利用者層などを踏まえた新たなコースの設定を推進してまいりますということでございます。この右下のほうにコースがございますけれども、こちらのコースを、後ほど説明させていただきますが、110 ページのほうに設定をしております。この次の 67 ページを開いていただきまして、先ほどの概要版のところの 2 の観光コンテンツづくりとございますけれども、こういう形で現在今までライドヴィレッジ、またサイクルボールなどを実施してまいりました。また新たなものをコンテンツとして実施してまいりたいと考えております。

続きまして、75 ページに移らせていただきます。

先ほど宿泊施設の少なさということがございますけれども、サイクリストに優しい宿の整備ということで、現在、ゲストハウス江口屋がございまして、こういったものを活用してまいりたいと考えてございます。

続きまして、78 ページでございます。

目標 2 の自転車交通の役割拡大に向けた自転車交通空間の整備ということで、自転車の通行空間の整備ということで、こういった形の左側のイメージ図でございますけれども、これは県のほうのイメージ図でございます。実際に本市のほうで、つくば霞ヶ浦りんりんロードでは、矢羽根の整備をさせていただいております。こういったところを整備をできればと考えているところでございます。そういったものを表しているのが 110 ページ、111 ページとなっております。

こちらは、自転車ネットワークの計画ということで、日常と観光利用というふうに 2 つの利用のほう

で考えてございます。日常の自転車の安心・安全、快適な通行空間を確保するというので、こういったネットワークのところをピックアップしまして、次の111ページでございますけれども、こちらの図面で優先的に整備をする路線としまして、歩崎公園から雪入ふれあいの里へ向かいます赤いライン、こういったところを優先的に、先ほどのナビマークやナビラインなどを整備して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○宮嶋 謙委員

これ、市民の健康増進という観点からすると、自転車活用というのは何も観光だけではなくて、むしろ市民生活の中において、自転車を日常的に安全に活用していただくということが環境にもいいし健康にもいいということで、自転車のまちということを目指すのであれば、そちらにも力点をもっと置いていただきたいと思うんですね。そういう意味でいうと、生活面での自転車の活用という視点が弱いように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変申し訳ございません。私の説明が観光に特化したような説明になってしましまして、もちろん市民の方々に対しましても、そういった安心・安全、快適な通行空間を確保するというのを基本方針とさせていただきますので、通勤通学、買物などの日常的な自転車利用での通行空間を確保というのを目指してまいります。その中の一環としまして、生活道路内の整備でありますとか、また交通安全教育の推進、自転車の安全利用の促進、また、先ほどありましたように自転車を活用した健康づくり、サイクルスポーツの推進など、市民の健康づくりに関する広報などももちろんこの計画の中には含まれておりますので、大変申し訳ありません。説明が欠落しておりました。

○宮嶋 謙委員

ありがとうございます。当然そういうのも計画の中に入っているとは思いますが、例えば、免許返納の方に対する電動自転車の購入補助とか、あるいは歩道を自転車は普通走れない、車道を走るわけですが、自動車との関係で歩道を走ったほうがいい場所があるとか、それが指定が曖昧で、利用者は分からない、歩行者は怖がる、自転車は車道を怖がるというようなことがありますよね。だから生活面で自転車を安全に走行させる環境というのは、当市に限りませんけれども、まだまだ十分ではないと思いますので、自転車によるまちづくりを旗を掲げられるのであれば、そういう市民のための安全に自転車を乗れる環境づくりにぜひとも計画の中にも盛り込んで実施していただきたいと思います。要望です。

○来栖丈治委員長

そのほかありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、(5) かすみがうら市国土強靱化地域計画の策定についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いします。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

本年度策定を進めてまいりました国土強靱化地域計画の素案がまとまりました。詳細は、政策経営課

の樋田課長から説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

かすみがうら市国土強靱化地域計画につきまして、概要版に基づきまして説明をさせていただきます。

計画の策定趣旨でございますけれども、平成 25 年 12 月に、国のほうでは国土強靱化基本法というのが公布施行されております。平成 26 年 6 月には、国土強靱化基本計画が策定されておまして、県におきましては、平成 29 年、県国土強靱化計画が策定されたものでございます。このことから、本市におきましてもかすみがうら市国土強靱化地域計画を策定していくものでございます。

今説明させていただきましたように、国土強靱化計画、さらには県国土強靱化計画と調和を取り、また、総合計画との整合性を図りまして、分野別の計画にそれぞれ指針を出していくものでございます。

3 のところに示させていただいておりますように、国土強靱化地域計画と地域防災計画でございますけれども、そちらの違いといたしましては、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務を定めて、予防や発災後の応急対策に視点を置いたものが地域防災計画でございます。有事の際、また有事の場面にならないような予防というような観点での計画になかろうかと思えます。

これに対しまして、今回策定を進めてまいります国土強靱化地域計画につきましては、平時においての備えを中心としたまちづくりの視点も併せたハード、ソフト両面での包括的な計画というふうな形での計画となっているものでございます。

計画の期間につきましては、令和 3 年から令和 5 年までの 3 年間でございます。

こちらの計画の目標といたしましては、基本目標としまして、人命の保護が最大限図られること、また、2 といたしまして、市政及び社会の機能が致命的な障害を受けずに維持されること、3 といたしまして、市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること、4 としまして、迅速な復旧復興という形を基本目標としているものでございます。

第 3 章といたしましては、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の実態を設定いたしまして、各分野ごとに脆弱性の評価をしているものでございます。

これを受けまして、次のページにまいりますけれども、リスクシナリオとそれを回避するための具体的な施策といたしまして、一番左側に、事前に備えるべき目標を 1 から 8 まで設定してございます。例を挙げますと、1 の直接死を最大限防ぐという目標を掲げますと、これに対して起きてはならない最悪のシナリオ、リスクシナリオと申し上げますけれども、1 の 1 といたしまして、まず建物、交通施設等の倒壊による多数の死者数の発生。これは起きてはいけない。1 の 2 としまして、大規模災害における多数の死者数の発生、こういうふうに起きてならない最悪のシナリオ、最悪の事態というものを想定しまして、右側に主な推進方針を掲げてございます。

まず、1 の 1 の建物・交通施設等の倒壊による多数の死者数の発生でございますが、主な推進方針としまして、防災拠点や避難所・避難場所の機能確保等 11 の項目を方針として示してございます。

2 番目の大規模災害による多数の死者数の発生に対します主な推進方針としましては、火災防災に関する啓発活動、さらには地域の消防力の確保などを挙げてございます。

また、2 番でございますけれども、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保するというものに対しますこういったものに対して、起きてならない最悪のシナリオとしましては、被災地での食料、飲料水、電力、燃料、生命に関わる物資、エネルギー供給の停止が起きてならないというふうに考えてございます。このためには、9 つの方針がございます。物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備、避難所対策、上下水道の耐震化など、こういったものを計画の中に盛り込みまして、策定をしていくものでございます。

この表の色が濃くなっているところを重点化プログラムとして推進をさせていただきたいと考えているものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○政策経営課長（槌田浩幸君）

この後、ただいま説明をさせていただきました地域公共交通計画、自転車活用推進計画、国土強靱化地域計画でございますけれども、全員協議会、当課での説明をさせていただきまして、パブリックコメントをさせていただきたいと考えてございます。2月19日から2週間ほどございまして、3月4日までということで、パブリックコメントを進めさせていただきたいと考えてございます。その後、それぞれの計画を策定させていただきまして、皆様方に最終的な報告をできますように進めさせていただきたいと考えております。

○来栖丈治委員長

ほかに、ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等がないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には退席をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。 [午後 4時00分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時01分]

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

○宮嶋 謙委員

資料の内容が多岐にわたって量も多いものですから、できれば事前に配布いただけると、下見ができますので、もし今後、それができればご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○来栖丈治委員長

ただいま宮嶋委員から、資料が多岐にわたるというような中で、資料の事前配布等いただければ、目を通して、会議の効率にもつながるだろうというような提案ですが、皆様、何かご意見等ございますか。

○議会事務局（澤田幸一君）

事務局からその点に関しまして、執行部のほうの資料の準備等もあるかと思っておりますので、その辺を確認させていただいて、先にお示しできるようなものがあればできると思っております。準備時間の都合等がある内容については、当日ということもあるかと思っております。今後、執行部と調整させていただきたいと思っております。

○来栖丈治委員長

事務局から、会議の性格あるいは資料の出来具合ということもあるので、調整したいというようなことがありました。

先ほど宮嶋委員からご意見がありました内容については、総務委員会の意見として事務局を通じて申し上げ、つないでもらって、ものによってというような対応でも仕方ないと思っておりますので、そのように

進めるというようなことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ありがとうございました。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それではないようですので、以上で、本日の総務委員会を散会いたします。

初めての進行で2時間弱かかってしまいました。大変申し訳なく思っております。効率的な運営に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ご苦労様でした。

散 会 午後 4時04分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 来 栖 丈 治